

地域事務所の役割について

H13設置時

【単独事務所制での課題】

市町村合併への対応

タテ割行政の是正

職員の意識改革



- 所管区域の統一
- 所長、総務局の設置

【地域における総合行政の展開】

①市町村の広域行政の推進

②地域づくりへの総合的な対応

③地域課題への総合的な対応

- ◆市町村合併の推進
 - ・合併協議会等への参画、合併建設計画の支援
- ◆市町村間の調整、広域連携の推進
 - ・地域発展プランの策定
 - ・広域観光・振興事業の連携支援 など
- ◆警察、教委等と連携した地域的な取り組み
 - ・不法投棄、犯罪防止 など
- ◆危機管理事業
 - ・BSE、鳥インフルエンザ、河川汚濁 など
- ◆局間の調整
 - ・部局をまたがる事業（廃棄物、食の安全安心）
 - ・大規模開発等における総合的な対応
 - ・基盤整備における局間の事業調整 など

環境変化

市町村合併が進展

○86市町村



○17.331時点で29程度の市町
(半分以上が市)

地方分権の本格化

○分権第1ステップ
[市町村合併の推進]

○分権第2ステップ
[権限移譲の推進]

【総合事務所制は維持】

○権限移譲が完了するまでの間は、地域事務所に於いて、総合行政を展開

- ◆合併建設計画事業の推進
- ◆広域連携
- ◆地域的な取り組み
- ◆危機管理事業
- ◆局間の調整

○地域事務所の業務を移譲するものであり、権限移譲の推進や移譲後のフォローアップに全所的に取り組む。

H17～21

地域事務所長の役割と権限について

一 所長の権限一

知事の権限

〔地方機関の長への事務委任
・地域事務所長が総合調整機能を発揮できるよう権限を一元化〕

地域事務所長

局間の調整を要するものなど
重要案件については所長決裁

【所長決裁の主なもの】

- ・圏域における地域振興策や主要事業執行における基本方針の決定
- ・各局が連携・協力して処理すべき規程、要綱の制定
- ・特に重要な通知、照会、回答、報告等（予算要求案、組織・定数要求案、概算要望案の調整等）
- ・局長の職務管理、勤務評定等
- ・重要な会議の開催

（決裁規程）

各局長

日常的な専門分野については
各局長限りで決裁

一 所長の主な役割（総合調整・連絡調整）一

（1）地域における県の代表者

- 地元の首長・議員・経済界に対し、県の施策・方針等の浸透
- 管内情勢の把握

（2）所内の一体的運営

- 部局をまたがる事業対応
 - 廃棄物不法投棄対策
 - 鳥インフルエンザ対応
 - 減らそう犯罪 など
- 予算、組織定数案の調整
- 主要事業の進行管理
 - 地域発展プラン、合併建設計画
 - 局をまたがる重要案件
- 意識改革（研修、会議）
 - 他の単独地方機関も含めた研修の統一実施
 - 所内の局長会議 など

（3）本庁とのパイプ役

- 知事・地域事務所長会議（随時）
～ 県政運営の基本方針、重要施策、地域課題
- 地域事務所長会議（月1回以上）～ 関係各部との連絡調整

地域事務所広域化の区域案について

1 所管区域の考え方

- 所管区域については、住民の生活圏や歴史的・地理的背景、市町村合併後の市町数、行政効率等を総合的に勘案して検討する。
- 広域化によって所管区域が変更となる市町については、充分に地元の意見を伺う。

2 所管区域の案

3区域(案)					4区域(案)				
仮称	現在の地域事務所	人口	面積	自治体数 ※17,331時点(見込み)	仮称	現在の地域事務所	人口	面積	自治体数 ※17,331時点(見込み)
西部地域	広島・芸北 呉・東広島	197万人 (84万人)	4322km ² (3418km ²)	8市10町 (7市10町)	西部地域	広島・芸北	149万人 (36万人)	3172km ² (2267km ²)	5市9町 (4市9町)
					中央地域	呉・東広島	48万人	1150km ²	3市1町
東部地域	尾三・福山	80万人	2130km ²	5市4町	東部地域	尾三・福山	80万人	2130km ²	5市4町
北部地域	備北	11万人	2025km ²	2市	北部地域	備北	11万人	2025km ²	2市

●現在の本所
○現在の支所(分庁舎)
※単独支局は記載省略

●現在の本所
○現在の支所(分庁舎)
※単独支局は記載省略

江田島市については、「西部地域(仮称)」
へ所管を変更することを検討

※現在、任意・法定協議会を構成している市町村の合併を想定したもので、今後の協議の状況により変動が予測されるものである。

【参考：現在の所管区域】

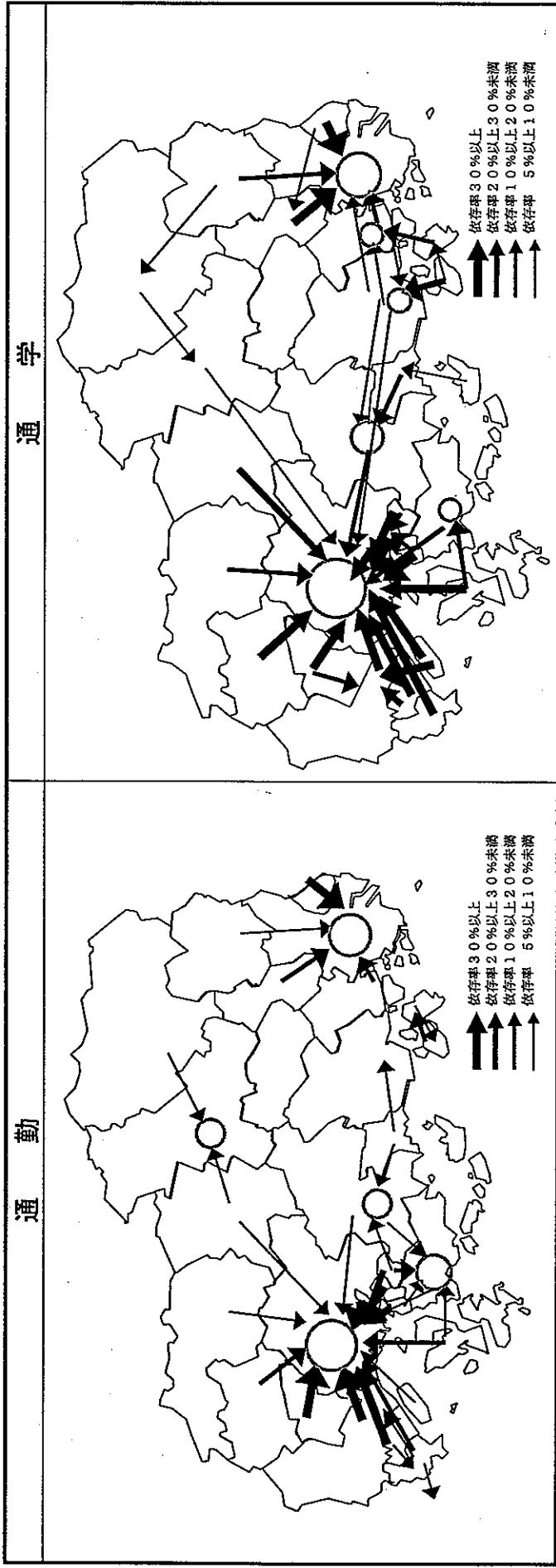
7区域				
地域事務所名	人口	面積	自治体数 ※17,331時点(見込み)	
広島地域事務所	140万人 (27万人)	1545km ² (803km ²)	3市7町 (2市7町)	
呉地域事務所	29万人	454km ²	2市	
芸北地域事務所	6万人	1526km ²	1市2町	
東広島地域事務所	22万人	797km ²	2市1町	
尾三地域事務所	28万人	1034km ²	3市2町	
福山地域事務所	52万人	1096km ²	2市2町	
備北地域事務所	11万人	2025km ²	2市	

●現在の本所
○現在の支所(分庁舎)
※単独支局は記載省略

【生活圏の状況（検討資料）】

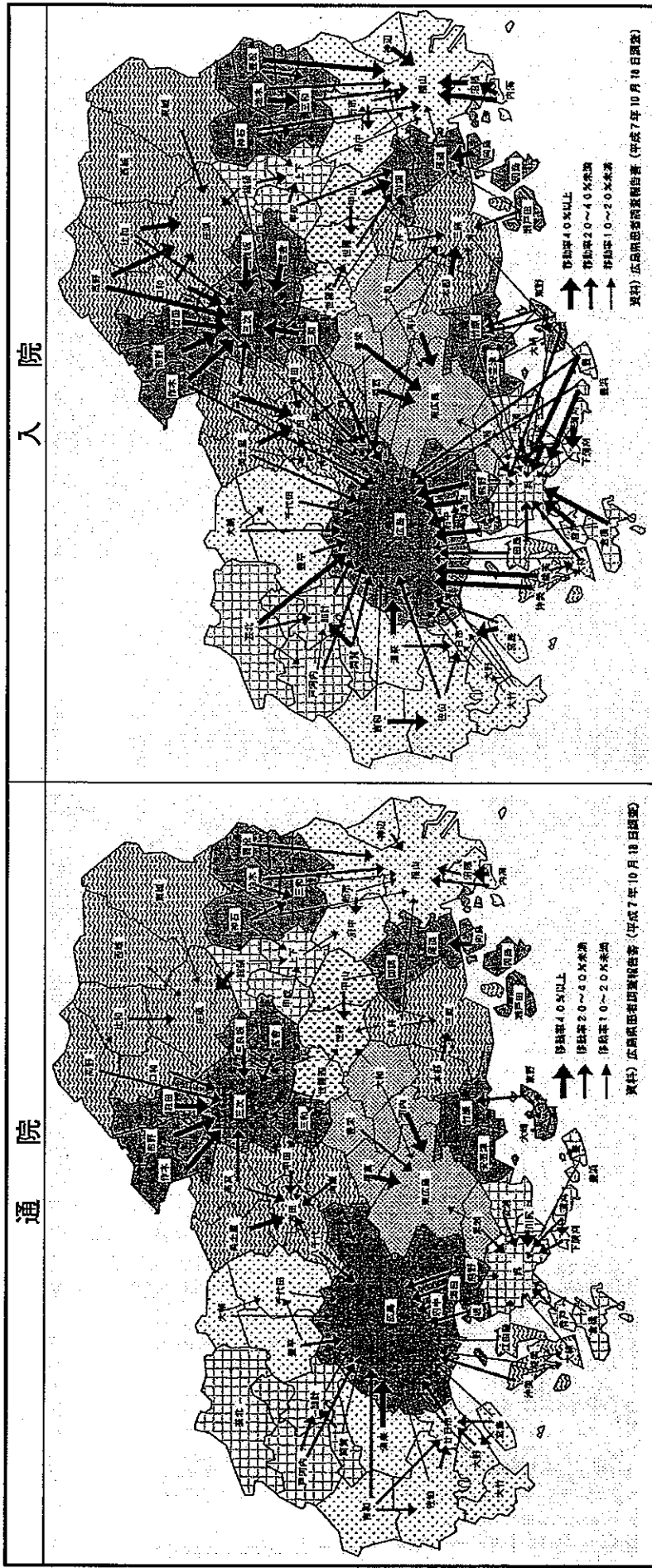
○通勤・通学の状況

（資料：平成12年国勢調査）



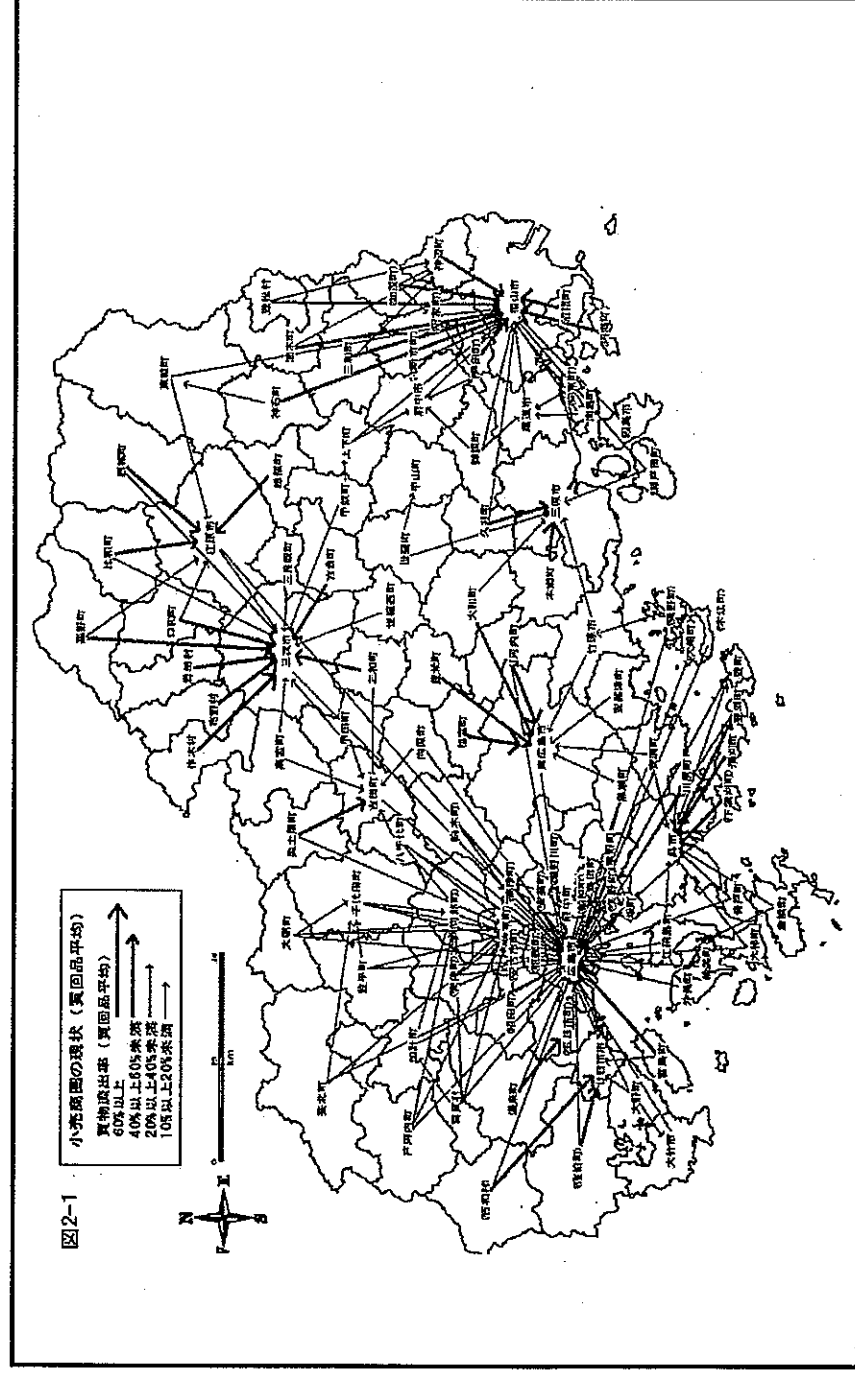
○医療圏（通院・入院）の状況

（資料：平成7年広島県患者調査報告書）



○商圈（買回品）の状況

（資料：平成15年度広島県商圈調査結果報告書）



○広島市中心部までの所要時間

現在(7所)	広島地域事務所	芸北地域事務所	呉地域事務所	東広島地域事務所				
3所	西部地域							
4所	西部地域		中央地域					
市町村名 (合併後市町名)	大竹市	吉和村 (廿日市市)	芸北町 (北広島町)	高宮町 (安芸高田市)	倉橋町 (呉市)	豊町 (呉市)	竹原市	大崎上島町
鉄 道 (便数/日)	約 37 分 (74 便)	—	—	約 82 分 (17 便) ※自動車＋鉄道	約 108 分 (64 便) ※路線バス＋鉄道	約 126 分 (71リ-9 便) ※71リ-＋鉄道	約 95 分 (21 便)	約 130 分 (71リ-37 便) ※71リ-＋鉄道
高速バス (便数/日)	—	約 68 分 (6 便)	約 101 分 (7 便)	約 67 分 (35 便)	約 123 分 (32 便) ※路線バス＋高速バス	約 106 分 (高速艇9 便) ※高速艇＋高速バス	約 75 分 (17 便)	約 118 分 (71リ-37 便) ※71リ-＋高速バス
自動車(高速道利用)	約 36 分	約 62 分	約 82 分	約 72 分	約 82 分	約 134 分 ※71リ-＋自動車	約 74 分	約 112 分 ※71リ-＋自動車
自動車(一般道利用)	約 49 分	約 82 分	約 107 分	約 111 分	約 105 分	約 157 分 ※71リ-＋自動車	約 121 分	約 159 分 ※71リ-＋自動車

○県政中期ビジョン（H12年11月）における4つの圏域

